

○国土交通省告示第千百一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年十一月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道8号改築工事（入善黒部バイパス現道拡幅部・富山県下新川郡入善町櫛山字大門地内から同町入膳字高登地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 富山県下新川郡入善町櫛山、櫛山字大門、字下宮川、字堂ノ上、字上堂及び字堂堀、青島字寺越、小杉字栗林並びに入膳字高堀、字上諏訪、字東寺田、字西寺田及び字高登地内
- 2 使用の部分 富山県下新川郡入善町櫛山、櫛山字大門、字下宮川、字堂ノ上、字上堂及び字堂堀、青島字寺越、小杉字栗林並びに入膳字高堀、字上諏訪、字東寺田、字西寺田及び字高登地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道8号改築工事（入善黒部バイパス現道拡幅部）」（以下「本件事業」という。）は、富山県下新川郡入善町櫛山字大門地内から同町上野字川原田地内までの延長2.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道8号（以下「本路線」という。）は、新潟県新潟市を起点とし、京都府京都市に至る延長約594kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する富山県下新川郡入善町は、金属機械工業品等の製造業が盛んな地域であり、これらは本路線等を利用して関東圏や中京圏を中心に県内外へ輸送されている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、県内外への物流等に広く利用されているとともに、同町の中心部を通過し、沿線には入善町役場をはじめとする公共施設や商業施設、事業所、住居等が連たんしていることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、富山県下新川郡入善町入膳地内で17,334台／日であり、混雑度は1.51となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和4年5月等に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、自動車の走行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動植物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及びその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種の生息及び生育は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後本件区間内及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存

在していない。なお、工事の実施にあたり遺構等が確認された場合は、起業者は、富山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和62年11月10日に都市計画決定され、平成4年4月4日に変更決定された都市計画と、中央帯等の幅員等を除き、その基本的内容は整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、富山県知事や入善町長等より、上記の理由から本件事業の整備促進の強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 富山県下新川郡入善町役場